

薩摩川内市工事成績評定公表実施要領

(目的)

第1条 この要領は、薩摩川内市工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）第8条に基づき、薩摩川内市が発注する請負工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）の公表に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事)

第2条 評定の公表を行う工事は、評定要領第2条に規定された評定の対象工事とする。

(公表の内容)

第3条 評定の公表は、工事成績評定結果表（別記様式）により行うものとする。

(公表の時期、期間)

第4条 評定の公表は、薩摩川内市工事成績評定通知実施要領第3条の規定による評定の通知を行った日の属する月分を取りまとめ、その翌月末に行うものとする。ただし、当該請負者から通知に対する説明請求があった場合は、これを除くものとする。

2 評定の公表の期間は、前項の公表を閲覧に供した日が属する年度の次年度の3月31日までとする。

(公表の場所及び方法)

第5条 評定の公表は、情報公開コーナーにおいて閲覧に供することにより行うものとする。

(公表に係る苦情等の処理)

第6条 評定の公表に係る苦情等については、契約検査課において処理に当たるものとする。

附則

この要領は、平成17年4月1日以降の完成検査分から適用する。

附則

この要領は、平成24年9月1日以降の完成検査分から適用する。

附則

この要領は、平成26年5月15日以降の完成検査分から適用する。

